

令和2年度第11回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年2月10日(水)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	2番 泉新一委員
出席推進委員	影嶋六郎委員 能登路幸輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員 田中英省委 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 妹尾係長 石岡主任 石田主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答
について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第11回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号6番の大縄委員と議席番号7番の公本委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、泉委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号43の上福原から番号45の淀江町平岡について一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。場所は画面に表示しますのでスクリーンをご覧ください。

番号43番の上福原について説明します。申請地は、福生中学校近くに位置します田1筆485平方メートルの農地です。遠方に居住する渡人と合意し、贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は22アールです。

44番の古市について説明します。申請地は、〇〇公民館近くに位置します田2筆、2,369平方メートルの農地です。渡人が相続した農地をこの度、合意し売買しようとするものです。取得後の経営面積は216アールです。

番号45の淀江町平岡について説明します。申請地は、〇〇〇〇農場の東に位置します田1筆、711平方メートルの農地です。自宅前の農地を受人と合意し、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は50アールです。

3条許可案件は以上3件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

番号43の上福原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

船越農業委員

番号４３について説明します。１月２１日に舩越農業委員、影嶋推進委員と現地確認をしています。譲受人と譲渡人は親戚関係で以前より、譲渡人の土地を譲受人が実質的に管理しており良好な状態になっています。特に問題無いと思います。

議長（田邊会長）

番号４４の古市について、担当委員さんから補足があればお願いします。

岩佐農業委員

番号４４について説明します。１月２４日に岩佐農業委員、小林推進委員と現地確認をしました。現状は綺麗に耕作されています。隣が私の田ですので、現状は良く分かっています。この件に関しては問題無いと思われます。

議長（田邊会長）

番号４５の淀江町平岡について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田中推進委員

１月３１日に富田農業委員、田中推進委員で現地を確認しました。渡人の方は高齢で、これまで遊休農地調査の時に何度か話をしましたが、売りたいという意向がありました。当該農地は受人の家のすぐ前にあり、自家用野菜等を作るという事です。現況は畑となっており綺麗に整備されています。特に問題は無いと思います。

議長（田邊会長）

そうしますと番号４３から番号４５の説明をしていただきました。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで許可と決定します。

続きまして、５ページ議案第２号をお願いします。農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第７条第２項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、６ページ番号１３の下郷について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

関本農業委員

１３番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は住宅敷地を拡張し、駐車場と農業用倉庫を計画したものです。２月２日に箕蚊屋ブロックの農業委員と関本農業委員、尾坂推進委員で現地確認を行いました。造成計画は最大６０センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣接境界にＬ型擁壁を９０センチを設置します。天端は３０センチです。雨水の排水は自宅側に勾配を取り、浸透枡で自然流下後、地下浸透とする計画で問題はありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意を確認しています。隣接農地、土地改良区は該当ありません。農地区分は、概ね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第１種農地に該当します。転用について問題ないと思われれます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは8ページ番号109の大篠津町について審議します。

担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

109番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。2月1日に角農業委員、本池推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大20センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック12センチを3段設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われれます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号110の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

110番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。1月28日に矢倉農業委員、松本推進委員と現地確認を行いました。造成は最大45センチの盛土造成を行います。擁壁は北側隣接境界にコンクリートブロック70センチ、東側隣接境界にコンクリートブロック12センチを2段設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号111の彦名町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

111番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は県営の栗島団地付近です。転用目的は一般住宅です。1月26日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成は30から35センチの盛土造成を行います。擁壁は隣地境界に既存のコンクリートブロック100センチが設置してあります。雨水は敷地内溜桝から既設道路側溝を経由し、農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号112の河崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

112番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。2月5日に大縄農業委員、山中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、整地のみ行い現状のまま利用します。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック10センチを設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地は譲渡人の所有地のため、同意は不要です。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思います。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号113の吉谷について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

事務局（石岡主任）

番号113について事務局から訂正をさせていただきます。議案の方で、転用目的が一般住宅及び通路とありますが、正しくは農家住宅及び通路です。また備考の中に都市計画法第43条第11号とありますが、正しくは開発許可不要です。

小林推進委員

113番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は農家住宅及び通路です。通路部分は昭和30年代から舗装して通路として使用していたということで追認となります。この件については顛末書の提出を確認しています。1月31日に岩佐農業委員、小林推進委員と現地確認を行いました。造成は15から55センチの盛土を行います。擁壁としては、隣地境界にコンクリートブロック20センチを3段設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接農地耕作者の同意、実行組合同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

岩佐農業委員

農家住宅とは農業するための家という意味で農家住宅でしょうか。

事務局（石岡主任）

農家住宅とは市街化調整区域において農業を営む方の居住の用に供する建築物の事を指します。通常の一般住宅と何が違うかと申しますと、都市計画法上での開発許可が不要となります。ただし、いくつか縛りがあり、経営面積が10アール以上である事とか、農家住宅が建てられるのは1世帯につき1軒までとか、農家住宅を第三者に転売とか貸出すという事は罰則が有り、禁じられているといった所です。

岩佐農業委員

はい、分かりました。

議長（田邊会長）

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号114の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

114番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。2月2日に中本農業委員、尾坂推進委員と現地確認を行いました。造成計画ですが、転圧で整地を行うという事です。雨水は敷地内溜柵から既設道路側溝へ流す計画で、汚水は農業集落排水へ流す計画で問題無いと思います。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は住宅・公共施設が連たんする区域にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題無いと思います。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号115の福万から番号117の河岡について一括審議いたします。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

高橋農業委員

115番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は庭、駐車スペース、物干し等の住宅敷地です。2月3日に高橋農業委員、福島推進委員と現地確認を行いました。造成は申請地と道路との高低差が無いいため整地のみを行う計画です。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま。

116番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は譲受人の自宅の隣接地に駐車場を計画したものです。2月3日に高橋農業委員、福島推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、奥の農地への進入路として使用されていた土地であるため現状のまま利用します。奥の農地は昨年11月に転用許可済です。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意を確認しています。隣接農地、土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思います。

117番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は資材置場の拡張です。現在譲受人は該当地の隣地に資材置場を所有しているんですけども、本資材置場が手狭になったために本該当地を購入して拡張するものです。2月3日に高橋農業委員、福

島推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大50センチの切土を行います。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意を確認しています。隣接農地、土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

そうしますと、それぞれ説明していただきました。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

矢倉農業委員

115番ですけども、この住宅敷地、この転用する所は家が建たない所か。

高橋農業委員

宅地に家を建てて、その隣が農地になっている訳で、転用許可はこの農地だけの転用申請です。宅地に家を建てる、だから宅地については当然農地法対象外ですから関係ないという事です。その隣地の農地を駐車場とか庭スペースにするという事での申請という意味です。

議長（田邊会長）

他にございませんか。

そうしますと、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、13ページ番号2-1から16ページ番号2-18までを一括して審議します。番号2-17は関係者の大縄委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局(妹尾係長)

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しています。

13ページ番号2-1から番号2-2は再設定です。番号2-3から番号2-5は新規設定です。14ページ番号2-6は再設定です。

番号2-7から番号2-10は新規設定です。15ページ番号2-11から番号2-12は再設定です。番号2-13から16ページ番号2-16は新規設定です。番号2-17から番号2-18は再設定です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長(田邊会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

はじめに、16ページ番号2-17について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで決定とします。

続いて、番号2-17を除いて一括して審議します。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、18ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号2-1から19ページ番号2-9までを一括して審議いたします。番号2-1は、関係者の矢倉委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得について説明します。18ページ番号2-1から19ページ番号2-9まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので7件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で2件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で0件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

はじめに、18ページ、番号2-1について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、番号2-1を除いて一括して審議します。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、22ページ議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、23ページ番号1から31ページ番号7までを一括審議します。番号2-1から番号2-7は、関係者の田中委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案の括弧書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由を説明します。23ページ番号1は、市内在住の新規就農者で、2月総会で近隣ほ場4,497平方メートルの配分をしています。番号2-1から番号2-6は、整備の完了したほ場を新規に配分するものです。番号2-7は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。30ページ番号3から31ページ番号6近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号7は市内在住の新規就農者で初めての配分です。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

はじめに、23ページ番号2-1から29ページ、番号2-7について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号2-1から番号2-7を除いて、一括して審議します。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

報告いたします。

34ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、1件を受理しています。

35ページから36ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、7件を受理しています。

次に、37ページから38ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、9件を受理しています。

次に、39ページから40ページの非農地現況証明について、6件を証明しています。

次に、41ページの農地の転用事実に関する照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して1件回答しています。

次に、42ページの農地転用現況確認書交付について、3件を交付しています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局（宅和事務局長）

市の都市創造課から米子市都市計画審議会委員の推薦について依頼が来ています。米子市では都市計画行政の適正な運営を図るため、米子市都市計画審議会が設置されています。これまでは前会長の伊塚会長が委員となっていました。農業委員を退任されたため、新たに推薦依頼があったものです。職務内容は、市長の諮問に応じ、年2回程度の審議会に出席し、市が定める都市計画に関することについて協議、答申するものとなっています。以前から、農業委員会会長が都市計画審議会委員を務めていますことから、事務局としては田邊会長を推薦したらいいのではと考えますがいかがでしょうか。

（異議なしとの声）

それでは田邊会長を推薦したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

よろしく申し上げます。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

3月定例総会につきましては、3月10日の水曜日、午後1時30分から米子市淀江支所2階大会議室での開催予定としています。

次に2月の農地相談は、令和3年2月24日の水曜日、午後2時から崎津公民館、令和3年2月25日の木曜日、午後2時から加茂公民館、次に2月分の活動実績報告書ですが、3月5日の金曜日までに提出いただきますと助かります。以上です。

議長（田邊会長）

その他に何かありませんか。

関本農業委員

いろいろ転用の審議をした訳ですが、私達がほ場を見て回ったりしたときに、耕作放棄地いろいろ目に付く訳ですけど、逆に水田なりを資材置場ですねえ、大きな面積で置いているのをたまたま見かけた事があるのです。特に国道とか県道のすぐとかではないですが、建物に隠れたような所に見かけた事があるのですが、そういうのを見た場合、我々どのように対応したらいいのでしょうか。

事務局（宅和事務局長）

違反転用の恐れがあると思われたら、まず事務局に教えていただきたいと思います。いろいろ調べまして、現状復帰に向けて対応しないといけない事もあります。そのときは委員さん、県とも協議をして対応していきたいと思います。

関本農業委員

はい、分かりました。

議長（田邊会長）

よろしいですか。

他にございませんか。

そういたしますと、これを持ちまして、第11回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時20分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員